

奈良県営自転車競走実施規則及び奈良県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十四年十一月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十九号

奈良県営自転車競走実施規則及び奈良県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則

(奈良県営自転車競走実施規則の一部改正)

第一条 奈良県営自転車競走実施規則(昭和四十年十二月奈良県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走(オリジナル)及び先頭固定競走(インターナショナル)」に改める。

第三十一条第一項中「及び先頭固定競走」を「先頭固定競走(オリジナル)及び先頭固定競走(インターナショナル)」に改める。

第五十八条中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「第三十三条第一項第二号」を「第三十七条第一項第二号」に改め、同条第四号中「第二十四条」の下に「競技規則第三十六条において準用する場合を含む。」を、「第二十五条」の下に「競技規則第三十六条において準用する場合を含む。」を加える。

第八十三条中「先頭固定競走」を「先頭固定競走(オリジナル)及び先頭固定競走(インターナショナル)」に改める。

(奈良県営自転車競走競技規則の一部改正)

第二条 奈良県営自転車競走競技規則(昭和四十年六月奈良県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 先頭固定競走(第二十条―第三十二条)」を「第四章 先頭固定
第五章 先頭固定

競走(オリジナル)(第二十条―第三十一条)

競走(インターナショナル)(第三十二条―第三十六条)」に、「第五章」を「第六

章」に、「第三十三条―第三十五条」を「第三十七条―第三十九条」に、「第六章」を「第七章」に、「第三十六条・第三十七条」を「第四十条・第四十一条」に、「第七章」を「第八章」に、「第三十八条」を「第四十二条」に改める。

第二条中「及び先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）及び先頭固定競走（インターナショナル）」に改める。

「第四章 先頭固定競走」を「第四章 先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）」に、「が競走選手」を「を競走選手」に、「を誘導して行う」を「と同時に発走させ、先頭員に競走選手を第二十三条第一項に規定する標識線まで誘導させる」に改める。

第二十一条中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第二十三条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第三十条を削る。

第三十一条第一項第二号中「第二コーナー」の下に「まで」を加え、同条を第三十条とする。

第三十二条中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「第三十一条において準用する前項」と、第十七条第一項中「前条」とあるのは「第三十一条において準用する前条」と、第十七条第二項中「前項」とあるのは「第三十一条において準用する前項」と読み替えるものとする。

第三十二条を第三十一条とする。

第三十八条第二号中「第十七条第一項ただし書」の下に「（第三十一条及び第三十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第十七条第二項」の下に「（第三十一条及び第三十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第四十二条とする。

第七章を第八章とする。

第六章中第三十七条を第四十一条とする。

第三十六条第六号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）及び先頭固定競走（インターナショナル）」に、「誤まって」を「誤って」に改め、同条第七号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）及び先頭固定競走（インターナショナル）」に改め、「第二十三条第一項」の下に「若しくは第三十五条」を加え、「誤まった」を「誤った」に改め、同条を第四十条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第三十五条を第三十九条とし、第三十四条を第三十八条とする。

第三十三条第一項第二号中「第十七条まで」の下に「（これらの規定を第三十一条及び第三十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「、第二十六条」を「若しくは第二十六条（これらの規定を第三十一条及び第三十六条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第三十七条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 先頭固定競走（インターナショナル）

（先頭固定競走（インターナショナル））

第三十二条 先頭固定競走（インターナショナル）は、先頭員を助走させた後に競走選手を発走させ、先頭員に競走選手を第三十五条に規定する区間まで誘導させる競走とする。

（先頭員の助走開始）

第三十三条 先頭員は、その自転車の前輪の前端が発走線から百メートル以上後方である位置につき、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

（発走）

第三十四条 審判委員は、発走線についた選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」と発声し、次いで先頭員が発走線に到達すると同時に号砲等により発走の合図をしなければならない。

（先頭員の誘導）

第三十五条 先頭員は、先頭員に競走選手を最終周回前回の第二コーナーから第三コーナーまでのバック・ストレッチの間（以下「退避区間」という。）に到達するまで原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障等のやむを得ない理由により誘導不能となったときは、誘導を中止しなければならない。

（準用）

第三十六条 第五条、第七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二から第二十六条まで、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定は、先頭固定競走（インターナショナル）に準用する。この場合において、第七条第二項中

「前項」とあるのは「第三十六条において準用する前項」と、第十七条第一項中「前条」とあるのは「第三十六条において準用する前条」と、第十七条第二項中「前項」とあるのは「第三十六条において準用する前項」と、第二十四条中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十五条」と、「標識線」とあるのは「退避区間」と、「前条」とあるのは「第三十六条において準用する前条」と、第二十七条中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十五条」と、「第二十三条の二」とあるのは「第三十六条において準用する第二十三条の二」と、第三十条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第二号」と、「改めて発走」とあるのは「改めて先頭員を助走させた後に競走選手を発走」と、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第三十六条において準用する前項」と、「第七条第二項」とあるのは「第三十六条において準用する第七条第二項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。